

【 精神科専門療法 】**3 4 7 片頭痛（心身症）等に対する心身医学療法の算定について**

《令和6年10月31日》

○ 取扱い

① 次の傷病名に対する I 004 心身医学療法の算定は、原則として認められる。

- (1) 片頭痛（心身症）
- (2) 自律神経失調症（心身症）
- (3) 胃潰瘍（心身症）
- (4) 肩こり（心身症）
- (5) 男性更年期障害（心身症）
- (6) 月経痛（心身症）
- (7) 更年期症候群（心身症）
- (8) 動悸（心身症）
- (9) 嘔吐症（心身症）
- (10) めまい（心身症）
- (11) 頭痛（心身症）

② 次の傷病名に対する I 004 心身医学療法の算定は、原則として認められない。

- (1) うつ病（心身症）
- (2) パニック障害（心身症）
- (3) 不安神経症（心身症）
- (4) 不安障害（心身症）
- (5) 適応障害（心身症）
- (6) 神経症（心身症）
- (7) 自閉症（心身症）
- (8) 発達障害（心身症）
- (9) 不眠症（心身症）
- (10) 心身症のみ

○ 取扱いを作成した根拠等

心身症は、身体的疾病を基盤として、心理社会的ストレスの影響により機能的な障害を発症した病態をいう。

また、心身医学療法については、厚生労働省通知^{*}に「心身症の患者について、一定の治療計画に基づいて、身体的傷病と心理・社会的要因との関連を明らかにするとともに、当該患者に対して心理的影響を与えることにより、症状の改善又は傷病からの回復を図る治療方法をいう。」と示されており、上記①

の傷病名に対する算定は妥当である。

一方、上記②の傷病名は、ICD-10（国際疾病分類）の第5章「精神および行動の障害」に該当する疾病並びに第6章に規定する「睡眠障害」に該当するものであり、身体的傷病ではなく、上記通知の要件を満たさない。

以上のことから、上記①の傷病名に対するI004心身医学療法の算定は、原則として認められるが、上記②の傷病名に対する算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について